議案第49号

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につい て

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例(平成14年条例第11号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

取手駅北土地区画整理事業の実施に伴って一時休止していたとりでアートギャラリーについて、取手駅西口駅前の商業ビル内に移転して再開するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例(平成14年条例第11号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す ように改正する。

改正後	改正前	
(名称及び位置)	(名称及び位置)	

第2条 ギャラリーの名称及び位置は、次の とおりとする。

名称	位置
とりでアートギャラリー	取手市中央
	町2番5号
市民ギャラリーの部	(略)

(利用の承認)

第3条 (略)

- 2 教育委員会は、前項の申請があった場合 において、次の各号のいずれかに該当する ときは、同項の承認をしないことができ る。
 - (1) とりでアートギャラリーを美術に関 する作品等の展示及び展示品等の販売 以外の目的で利用するとき。
 - (2) 市民ギャラリーを美術に関する作品 等の展示以外の目的で利用するとき。

(3)から(5)まで (略)

3 (略)

(使用料等)

- 第4条 とりでアートギャラリーの利用の 承認を受けた者は, <u>1日</u>の利用につき, <u>別</u> 表第1に規定する額の使用料を前納しな ければならない。この場合において、実際 の利用が <u>1 日</u>に満たないときは, <u>1 日</u>の利 用とみなす。
- 2 前項に規定する者のうち、展示品等の販 売を目的として利用する者は,同項の使用

第2条 ギャラリーの名称及び位置は、次の とおりとする。

名称	位置
市民ギャラリーの部	(略)

(利用の承認)

第3条 (略)

2 教育委員会は、前項の申請があった場合 において、次の各号のいずれかに該当する ときは、同項の承認をしないことができ る。

- (1) ギャラリーを美術に関する作品等の 展示以外の目的で使用するとき。
- (2)から(4)まで (略)
- 3 (略)

(使用料等)

第4条 ギャラリーの利用の承認を受けた 者は、<u>1週間</u>の利用につき、<u>別表</u>に規定す る額の使用料を前納しなければならない。 この場合において,実際の利用が1週間に 満たないときは、1週間の利用とみなす。

料に200パーセントに相当する額を加算した額を納入しなければならない。

3 市民ギャラリーの利用の承認を受けた者は、1週間の利用につき、別表第2に規定する額の使用料を前納しなければならない。この場合において、実際の利用が1週間に満たないときは、1週間の利用とみなす。

別表を別表第2とし、付則の次に次の1表を加える。

別表第1(第4条関係)

		1日当たりの使用料	
ギャラリー名	利用区分	市民(市内に住所 を有し,通勤し, 又は通学する者)	市民以外の者
とりでアートギャラリー	ギャラリー1	3,500円	7,000 円
	ギャラリー2	500 円	1,000円
	ギャラリー3	2,000円	4,000円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の取手市ギャラリーの設置及び管理に関する条例の規定 に基づく、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る申請 の受付、利用の承認、使用料の徴収その他必要な準備行為は、施行日前においても 行うことができる。